

高島の食の恵みを、市外に発信!

# 特産品国内販売戦略事業

「高島市まち・ひと・しごと創生総合戦略」事業の取り組みを紹介するコーナーの第7弾です。

今回は、基本目標①「高島における安定した雇用を創出する」の取り組みとして「特産品国内販売戦略事業」を紹介します。

この事業では、高島産の農産物や加工品について都市部での販路を開拓し、それが市内での生産拡大につながるよう、特産品のブランド力や認知度向上の取り組みを進めています。

## 「高島市まち・ひと・しごと創生総合戦略」とは…

将来にわたって安心して暮らし続けることができる、持続可能な地域社会づくりに取り組むため昨年策定した計画です。

- 4つの基本目標
- ①高島における安定した雇用を創出する
  - ②高島への新しいひとの流れをつくる
  - ③若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
  - ④時代に合った地域を作り、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

### 柿を食べ比べ「かきくらべ」の商品開発

今津町深清水は、柿の産地です。ひとくちに柿と言っても、10月初旬から出回る「西村早生」、極早生の甘柿「早秋柿」、果汁が多く糖度も高い「太秋柿」、富有柿ならではの食感と甘さを備えた「松本早生富有」など、高島ではさまざまな柿を味わうことができます。

このような柿がセットになった「かきくらべ」の商品開発を行い、道の駅等でテスト販売を行ったところ、「こんなに柿の種類があるとは思わなかった。」「味の違いが

よくわかった。」などのコメントをいただき、市内の柿の魅力を伝えることができました。



市内でテスト販売された「かきくらべ」

### 新たな発酵食ブランド

酢、醤油、味噌、地酒、鮎ずしなど、高島の風土に根付く発酵食文化を発信し、また日々の食卓の上に現代のライフスタイルに合う発酵食品が並ぶことを目指して、本市に創業のルーツを持つ百貨店「高島屋」の協力を得て、新たな商品開発を行っています。

商品開発が実現すれば、都市部での販売やふるさと納税の返礼品を通じて、高島の発酵食文化を広く全国に発信することが可能になります。現在、試験販売に向けた取り組みを進めています。

### 高島の食の恵みをPR

さらに、高島産農産物の販路拡大に向けて、市内生産者のこだわりや特徴に応じた市外販路とのマッチング交流会や、高島産の農産物の付加価値を向上させ、消費者に手にとってもらいやすくするためのブランド認証制度の見直し等も行っています。



マッチング交流会での市内産野菜PR

「食」は日々の暮らしに欠かせないもの。高島の食の豊かな恵みが市の大きなブランド力となるよう、引き続き取り組んでいきます!

図総合戦略課 ☎(25) 8114

# あなたの「困りごと」解決に向け相談してみませんか?

いま、失業や借金、家計のやりくり、また地域からの孤立などが原因で「困りごと」を抱える人が増えています。

こういった人々を支援するため、生活困窮者自立支援法が昨年4月に施行されました。高島市でも、生活困窮者の自立に向けて「つながり応援センターよろず」を市と高島市社会福祉協議会との協働で開設し、生活全般に関するさまざまな相談をお受けし、支援を行っています。

一人で困りごとを抱え込み課題が複雑化する前に、相談に付ないでいただくことが重要です。あなたやあなたの家族、友人が抱える「困りごと」を解決するために、まずはご相談ください。

## これまでなかった 新たな支援制度

生活困窮者自立支援制度は、単なる経済的な困りごとに限らず、あらゆる事情で困っている人の自立を支援するために相談支援を行う制度です。

困りごとの内容や程度はさまざまですが、既存の支援制度にあてはまらない方や声を上げられない方、困りごとが複雑・複合化して相談先がわからない方の相談をまずは受け止め、その解決までを支援します。

### 相談支援の流れ

- ①相談** 困りごとをお聴きします  
↓困りごとの解決に向けて、担当者がお話をうかがいます。
- ②目標** 一緒に考えます  
↓困りごとを整理し、一人ひとりの支援計画を作成します。
- ③行動** 一緒にやってみます  
↓作成した支援計画に基づき、一緒に取り組みます。
- ④確認** 一緒に振り返ります  
↓取組内容が適切かどうか、支援計画を定期的に確認します。
- ⑤見直し** 一緒に見直します  
↓支援計画を見直し目標を達成できるまで改善していきます。
- ⑥解決** 困りごとの解決  
↓必要に応じて、その後の見守りやフォローアップも行います。

### 支援のメニュー

▼家計に関する支援  
収入に見合った支出ができていなくてお金に困ることが多いなど、家計管理に不安がある方に対して、家計表を一緒に作成して問題点を確認します。そして、い

### 就労に関する支援

「働く」ことに向けた準備が不足している方や、フルタイムで働くことに不安があり、短時間から働くなど、自分に合った働き方が必要な方に対して、ハローワークへの同行や就労先との調整など、その方に合った就労支援、体験就労の紹介などを行います。

### 住居確保給付金の支給

失業などにより経済的に困窮し、住宅をなくした方、または住宅をなくすおそれがある方に対して、一定期間、賃貸住宅などの家賃に相当する「住居確保給付金」を支給し、再就職と生活の再建を支援します。※支給には一定の要件があります。

☎(25) 8120  
図 社会福祉課

**お気軽にご相談ください!**

**つながり応援センターよろず**  
(高島市社会福祉協議会内)

▶所在地 市役所高島支所 2階  
▶電話番号 (36) 8255  
▶相談時間 8時30分~17時30分  
(土日・祝日・年末年始を除く)  
▶相談方法 電話や面談のほか、訪問でのご相談もお受けします。



# 漏水にご注意！ 寒くなる前に水道管の確認を！

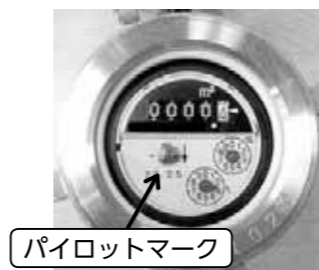
漏水の原因は、水道管の老朽化や凍結などにより生じる管の亀裂や破裂などが考えられます。地中配管等で地表に表れない漏水の場合、**気づかないうちに水道料金が高額になるケースもあります**。冬季は水道凍結事故が多発します。思わぬ出費を防ぐためにも、日頃から水道メーターをご確認ください。

## 漏水の調べ方（メーターでわかる漏水）

家の中の蛇口を全て閉めた状態で、水道メーターのパイロットマーク（銀色のコマ）が回っている場合は漏水している恐れがあります。

お早めに高島市指定給水装置工事業者へ漏水箇所の調査・修理を依頼してください。

※漏水調査や修理等に係る経費は、依頼者の負担となります。



パイロットマーク

## 凍結による漏水を防ぐには

- ・事前に水道管の露出部分を断熱材等で保温する。
- ・水道管の凍結が予想されるときは、蛇口から鉛筆の芯くらいの太さで水を出したままにしておく。
- ・各機器の取扱説明書の手順に従い、水抜き等を行う。
- ・長期間使用しない場合は、メーターボックス内の止水栓を閉める。



止水栓

☎ 上下水道課 (22) 9011    上下水道料金お客様センター ☎ (22) 9133

## 地域の身近な相談相手 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、担当する地域に暮らす身近な相談相手として、地域住民からの生活上の心配事や困り事、医療や介護、子育ての不安などの相談に応じています。そしてその課題が解決できるよう、必要な支援への「つなぎ役」になるとともに、地域の見守り役として、定期的な訪問などを通じて高齢者や障がい者世帯、子どもたちの見守りを行っています。

また、民生委員・児童委員のうち、児童福祉に関することから（子どもや子育てに関する支援）を専門に担当する委員が主任児童委員です。

☎ 社会福祉課 (25) 8120

長年にわたり民生委員・児童委員として社会福祉の向上に貢献された功績が認められ、次の表彰を受けられました。

### <社会福祉功労者厚生労働大臣表彰>

高島市民生委員児童委員協議会連合会

### <社会福祉関係功労者知事表彰>

新田 龍誠さん、谷口 きよみさん  
中川 昌光さん、賀末 千代美さん

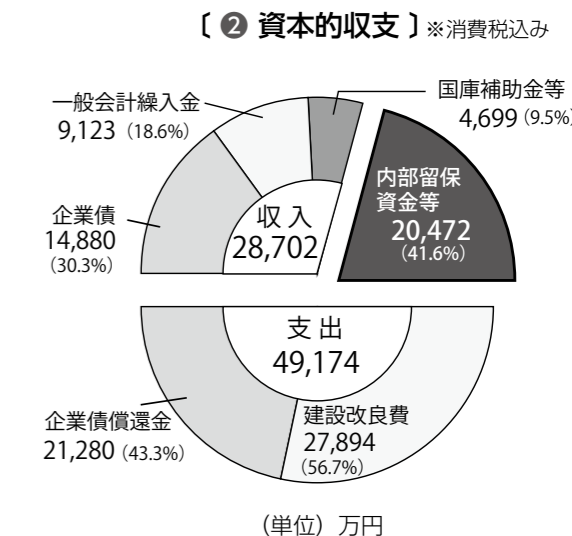
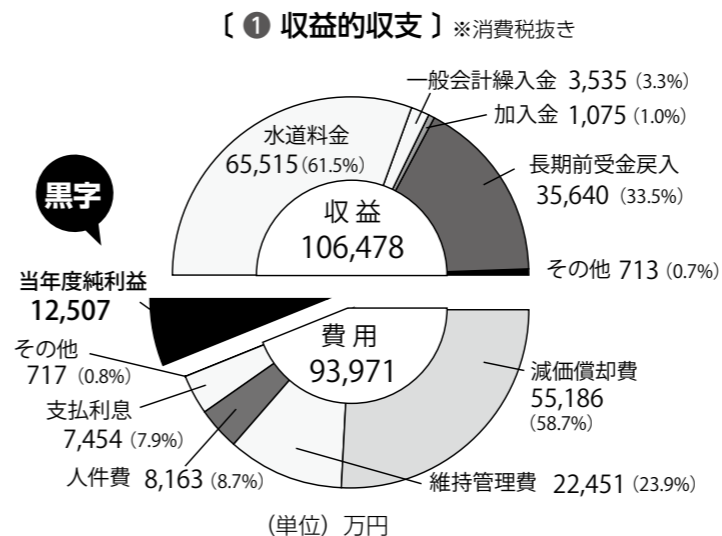
### <滋賀県社会福祉協議会会長表彰>

小多 明さん、近藤 喜造さん、野崎 律子さん  
松井 小百合さん、水内 孝さん、小川 美紗子さん  
中山 春恵さん、岡田 晶子さん、好田 栄子さん  
河原田 吉則さん、杉本 豊文さん

また、長年にわたり地域安全活動に多大な貢献をされていることが評価され、次の表彰を受けられました。

### <「なくそう犯罪」滋賀安全なまちづくり大賞>

高島市民生委員児童委員協議会



**① 収益的収支**  
(経常的な収支)

水道水をつくり、皆さんのご家庭に送り届ける費用とその財源となる水道料金などの収入を示します。

収益的収支は、平成27年6月請求分からの水道料金改定による収入の増加と、平成26年度から適用した新たな地方公営企業会計基準による会計処理の変更により、1億2,507万円の黒字となりました。

**② 資本的収支**  
(投資的な収支)

水道施設を整備する支出とその財源となる借入金などの収入を示します。

資本的収支の不足額2億472万円は、内部留保資金※等で補てんしました。

【主な建設改良費】

- ・朽木平良地区において配水管の布設替
- ・マキノ地区の水道施設を監視するテレメータの更新
- ・新旭地区簡易水道統合整備による送水管の設置 (継続事業)

水道事業の経営状況を知っていただくため、平成27年度の決算を報告します。水道事業の会計は、収益的収支と資本的収支の2つの予算で構成されています。

## 平成27年度 水道事業会計 決算報告

☎ 上下水道課 (22) 9037

市内には、44の浄水場が点在し、水道管の延長は、約630kmあります。

- 給水人口 48,748人
- 普及率 96.23%
- 年間総配水量 6,952,785 m<sup>3</sup>
- 年間総有収水量 5,456,994 m<sup>3</sup>

(平成28年3月31日現在)

※内部留保資金  
水道料金で賄う費用には、減価償却費など現金支出を伴わない帳簿上の費用も含まれています。これが内部留保資金となり、建設改良費等の施設整備や、借金の返済に充てる財源になります。

**良質で安全な水**

良質で、安全な水道水を皆さんのご家庭に確実にお届けするためには、施設の更新、耐震化、水質管理などを計画的に実施していく必要があります。

皆さんにいつまでも安心して水道水をご利用いただくため、今後も将来世代に負担を先送りしない事業経営に取り組んでいきます。

12月3日～9日は障害者週間です

# 地域で 障がいのある人と 共に暮らすことについて考えてみませんか？

「障害者差別解消法」が 今年4月から施行されました

障がいがあってもなくても、だれもが分け隔てなくお互いを尊重して暮らしていけるよう差別を解消し、共生の地域社会を実現することを目指し制定されました。この法律では次の差別を禁止しています。

## ◎不当な差別的取扱いの禁止

①「見えない」「聞こえない」「歩けない」といった機能障がいや知的・精神障がいを理由にして、区別や排除、制限すること  
(例1) 今まで利用していたが、障がいがあるとわかった途端、利用を拒否された。  
(例2) 聴覚障がいのある人が一人で受診した際、「筆談のための

## ◎合理的配慮を行わないことの禁止

障がいのある人とならない人の平等な機会を確保するために、障がいの状態や性別、年齢などを考慮した変更や調整、サービスを提供することを「合理的配慮」と言い、それをしないと差別になります。  
(例1) 精神障がいがある職員の勤務時間を変更し、ラッシュ時に満員電車を利用せずに通勤ができるよう対応する。

時間がとれない」との理由で、手話通訳の派遣の依頼もせず受診を断られた。

②車いすや補装具、盲導犬などで、障がいに関連することを理由にして、区別や排除、制限すること  
(例) 盲導犬を連れた人が「動物を店に入れることはできません」とレストランの入店を拒否された。

(例2) 知的障がいがある人に対して、ふりがなをつけたりわかりやすい言葉で資料を作成する。  
(例3) 車いす利用者が容易に建物に入れるよう、スロープを設置する。

誰もが安心して暮らせるまちにするためには、ちょっとした配慮や気付きが大切です。

## 「一人ひとりが大切にされる地域社会を築くために」

一人ひとりが大切にされる地域社会とは？障がいのある人を支援されている方の取り組みを通して一緒に考えてみませんか。

▶日時 12月10日(土) 13時30分～15時30分  
▶場所 今津東コミュニティセンター  
▶講師 NPO法人甲賀・湖南成年後見サポートセンター はんじー 所長 桐高 とよみ氏

講師は、障がい者や高齢者の相談支援、権利擁護支援事業について、地域のネットワークを大切に日々実践を重ねておられる方です。今回は、権利擁護の視点を学び、権利侵害や虐待を未然に防ぐために、一人ひとりが大切にされるための地域づくりについてご講演いただく予定です。

〒高島市障がい者相談支援センターコンパス ☎(22) 5553



〒高島市障がい者相談支援センターコンパス ☎(22) 5553 障がい福祉課 ☎(25) 8516

## ご利用ください！ 病児保育室「おひさま」

お子さんが病気の時、保護者が仕事等の都合により家庭で保育することが困難な場合に、病児保育室でお子さんを一時的に保育する施設です。専任の看護師や保育士が保育しますので、安心してご利用いただけます。

もしものために登録はお早めに

## ご利用には事前に登録が必要です

申請用紙等は、市のホームページ、病児保育室おひさま、子育て支援課、各保健センター（朽木は支所）にあります。

【利用時間】 月～金 8時～18時30分 (土日・祝日・年末年始は利用できません。)  
【場所】 高島市民病院 健診棟1階  
【電話番号】 (病児保育室専用) ☎080 (5706) 9555

〒子育て支援課 ☎(25) 8136

## 利用できるお子さん

市内にお住まいで、生後6か月から小学校3年生までのお子さん。  
※市外在住の方も、保護者が高島市で勤務されている場合は利用できます。  
※インフルエンザでも、解熱翌日以降であればご利用いただけます。(解熱していることが条件となります。なお、医師意見書は解熱時点でもらってください。)

## 利用料 (1人1日につき)

- 市内在住者  
・所得税課税世帯 … 2,000円  
・所得税非課税世帯 … 1,000円  
・市民税非課税世帯・生活保護を受けている世帯…無料
- 市外在住者 …… 4,000円

## 受章おめでとうございます

### 秋の叙勲

栄えある平成28年秋の叙勲の市内の受章者をご紹介します。(順不同)

### 中村助信氏 旭日単光章を受章

元今津町議会議員 中村 助信氏(88歳)が、地方自治功勞により旭日単光章を受章され、10月21日に滋賀県総務部次長からご本人に伝達されました。中村氏は、昭和46年から4期16年間、今津町議会議員として今津町の発展に貢献されました。今後のますますのご健勝とご多幸をお祈りします。



瑞宝小綬章 郵政事業功勞

阪下 喜夫さん 元平野郵便局長

瑞宝単光章 統計調査功勞

谷 貞子さん 現各種統計調査員

緑綬褒章 社会奉仕活動功績

前川 初子さん 現健康推進員

〒総務課 ☎(25) 8000



### 第3回 高島市まちづくり推進会議を開催しました!!

10月29日(土)に、地域課題の解決や地域振興策について、市民の立場で検討し、市民協働による魅力あるまちづくりを推進するため、第3回高島市まちづくり推進会議を開催しました。

今回の会議では、地域課題に対しグループで協議した内容を共有し、今期の推進会議の成果や取りまとめ方法などを協議しました。

また、各グループで協議された内容の中で、その課題を解決するために市民と行政等が取り組んでいくことが適している事業を平成29年度協働提案事業(行政提案型)に選定しました。今回のテーマは、各グループが議論されてきたものの中から「高島の自然にかかわる自然体験サポートセンター機能設置事業」として自然環境が生かされ、交流人口の増加を図る提案を募集することが決まりました。



今まで協議されてきた内容は次のようなものです。今回の会議では、これらを市民主体の活動として取り組んでいくとよいのか、行政の事業として取り組むべきか等の議論を行いました。

- 観光グループ
  - ・手づくり市の拡大と開催方法のあり方
  - ・観光ガイドの養成
  - ・観光地へのアクセスの充実
- 子育てグループ
  - ・心も満腹「子ども食堂」
  - ・子ども遊び場「プレーパーク」
- 自然グループ
  - ・高島の自然にかかるビジターセンターの設置
  - ・新たな自然体験メニューの開発・普及
- 若者定住グループ
  - ・青年の学びの場づくり
  - ・青年団に対しての公共施設や空き家の開放
- 高齢者グループ
  - ・高齢者の生活支援
  - ・手づくり弁当の配食サービス
  - ・空き施設の高齢者利用の検討

閩市民協働課

(25) 8526

## 安曇川支所を移転します

閩財産管理課 ☎(25) 8112

昭和35年に建築された安曇川支所は、築56年が経過し、施設の老朽化が進んでいます。このため安曇川支所は、安曇川ふれあいセンター内を改修し、移転します。

なお、教育委員会の移転はありません。詳しくは、安曇川支所までお問い合わせください。



- ▶ 移転日 平成29年1月1日～
- ▶ 移転先 安曇川ふれあいセンター1階 (安曇川町田中89番地)
- ▶ 電話番号 ☎(32) 1131 (安曇川支所。電話番号の変更はありません。)

## あなたの飲み方は大丈夫?

### うつとアルコール依存症

あなたは、ストレスがたまったり、どのような方法で解消していますか? 趣味やスポーツなど、いろいろな対処方法があります。中にはついお酒を飲みすぎてしまうという方もいるでしょう。うつとアルコール依存症の関係についてお話しします。

うつとアルコール依存症 アルコールには、一時的に不安や緊張を和らげる作用があります。そのため、落ち込んだ気分を紛らわせようとして飲酒を習慣化させてしまうことがあります。また、寝つきをよくするために始めた寝酒がやめられなくなることが少なくありません。

しかし、アルコールには、それ自体にうつ状態を引き起こす作用があると言われています。酔っている間は落ち込んだ気分が和らぐでも、酔いが醒めるとより一層落ち込んだ気持ちになり、飲酒を繰り返して悪循環に陥ってしまいます。

## 「マイナンバーカード」の作り方は?

閩市民課 ☎(25) 8018

高島市民の方は、来年7月からマイナンバーカード(個人番号カード)を利用して、全国のコンビニで住民票等の証明書が取得できるようになる予定です。大変便利になりますのでお早めにマイナンバーカードを作りましょう。(その他の用途は11月号をご覧ください)

### 【窓口からのお知らせ】

- 通知カード等は、世帯ごとに簡易書留でお届けしています。届いていない場合は、お問い合わせください。
- 通知カード、マイナンバーカードがお手元に届いた後、住所や氏名に変更が生じた場合、変更後の内容を追加記載する必要があります。市民課または各支所までお持ちください。
- マイナンバーカードの有効期限は、発行日から10回目の誕生日までです。(ただし、20歳未満の方は5回目の誕生日まで)

交付手数料は無料(初回のみ)だし、簡単な手続きで作れるよ。

これで来年7月から、コンビニで住民票を取得できますね。

### お酒との上手な付き合い方

#### ◆飲酒量の目安を知りましょう

ビールなら中びん1本、日本酒は1合、焼酎は0.6合、缶チューハイは1.5缶、ワインならグラス1.5杯が1日の量の目安となっています。

女性や高齢者の場合は、これより少ない量が目安となります。

#### ◆飲酒以外の方法で気分転換を

適量を超えたアルコールは、思考の幅を狭め、「死ぬしかない」など自己破壊的な結論を導きやすく、飲酒以外の方法による気分転換が必要です。普段から、自分のリラックス方法を見つけておくことが大切です。

#### ◆寝酒は要注意

寝る前の飲酒は、寝つきをよくしますが、アルコールが代謝されると、眠りが浅くなり途中で目覚めてしまうことが多くなります。また、寝酒が習慣化するとアルコールに対する耐性ができ、だんだんと飲酒量が増えてしまいます。

#### ひとりで悩まず相談を

悩んで気持ちが落ち込んでしまった時は、ひとりで抱えこまず誰かに相談することが大切です。そんなときは、健康推進課や保健センター・高島こころのつえ相談室までご相談ください。

閩健康推進課

(25) 8078

高島こころのつえ相談室

0120-874-756

フリーダイヤル はなしてなごむ

●受付時間 毎週水・木曜日 13時～17時





# 住民基本台帳の閲覧状況

住民基本台帳の閲覧は、国・地方公共団体の機関が法令で定める事務を行う場合や、統計・世論調査等で営利目的以外の公益性の高い場合に限り、その閲覧状況を公表することが義務づけられています。



## ▽個人または法人による閲覧

1	申出者	自衛隊滋賀地方協力本部長
	委託者	-
	利用目的	自衛官および自衛官幹部候補生の募集案内を送付するため
2	閲覧日	平成28年4月26日
	閲覧範囲	市内全域の平成10年4月2日から平成11年4月1日生まれの日本人の男女
	申出者	一般社団法人 中央調査社
3	委託者	株式会社 時事通信社
	利用目的	住民意識調査
	閲覧日	平成28年8月25日
4	閲覧範囲	安曇川町田中の満20歳以上の日本人の男女 23人
	申出者	滋賀県高島保健所
	委託者	-
5	利用目的	平成28年国民健康・栄養調査
	閲覧日	平成28年8月31日
	閲覧範囲	今津町桂および日置前286番地の男女 全件

図市民課 ☎(25) 8018

## 【固定資産税】家屋の新增築等には手続きが必要です

☎ 税務課 ☎(25) 8116

固定資産税は、毎年1月1日時点で所有している土地、家屋、償却資産に対して課税される税金です。次の場合は税務課または支所に手続きをお願いします。

### ▼家屋を新築または増築したとき

建築工事の完了後、速やかにご連絡ください。

### ▼家屋を取り壊したとき（全部または一部）

「建物滅失届」を提出してください。

### ▼家屋の所有権を移転したとき

#### 【不動産登記されている家屋】

年内に法務局で所有権移転登記を完了してください。（登記に関する問合せ先…大津地方法務局高島出張所 ☎(22) 2352）

#### 【不動産登記されていない家屋】

「未登記家屋の所有者変更届」を提出してください。

詳しくはお問い合わせいただくか

市のホームページをご覧ください。



## 「高島こどもの宿」実施地区・団体を募集中！

☎ 青少年課 ☎(32) 4458

「高島こどもの宿」は、子どもたちが地域の公民館や集会所に宿泊して共同生活を送る宿泊体験活動です。食事の支度や掃除など、身の回りのことを協力して行うことで、基本的な生活習慣や自立心、協調性を身につけることが期待できます。また協力していただく地域の方々にとっても、子どもと地域のつながりについて考えをより深めていただける機会となるものです。

実施（2泊以上）にあたっては市から補助金を交付します。地域や団体で実施をご検討いただき、お気軽にご相談ください。



## 12月4日から10日までは人権週間です

☎ 人権施策課 ☎(25) 8524

人権週間は、家庭で、職場で、学校で、家族と、友達と、みんなと、人権を考える1週間です。私たちの暮らしの中では、自分の権利を主張するあまり、他人の権利を侵害したり、他人の悪口を言いふらしたりして、名誉や信用を傷つけていることがしばしばあります。お互いに相手の立場を考えて、豊かな人間関係を作りましょう。人権のことについて相談のある方は、お問い合わせください。

### 【全国共通人権相談ダイヤル】

0570 (003) 110

### 【子どもの人権110番】

0120 (007) 110

### 【女性の人権ホットライン】

0570 (070) 810

### 【大津地方法務局人権擁護課】

077 (522) 4673

## 《 特設人権なんでも相談所 》

相談無料。予約不要。秘密厳守。

▶日時 12月5日 13時30分～16時

▶場所 マキノ支所、今津老人福祉センター 朽木支所、安曇川公民館、高島支所 市役所本庁

一人で悩まず相談を

## 宝くじの収益が、コミュニティ活動に役立てられています

☎ 市民協働課 ☎(25) 8526

一般財団法人自治総合センターが実施しているコミュニティ助成事業（宝くじ助成）を活用し、次の機材を整備しました。

### ▶和太鼓の整備

西万木区



## 【滋賀県と県内全市町から、事業主の方へ】

## 個人住民税は「特別徴収」で納めましょう

☎ 高島市税務課 ☎(25) 8116 滋賀県総務部税政課 ☎077 (528) 3213

県と高島市を含む県内市町では、今年度から事業主による個人住民税（市町民税と県民税）の特別徴収（給与からの引き去り）の徹底に向けた取り組みを進めています。

普通徴収（個人が納付）は一定の理由に該当する場合のみとなりますので、ご理解とご協力をお願いします。

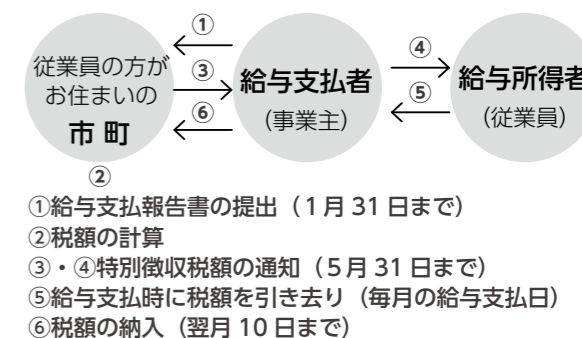
### 【特別徴収とは】

●事業主（給与支払者）が源泉徴収と同様に、毎月の給与から従業員（役員、パート、アルバイトなど全て含みます。）の個人住民税を引き去り、各市町へ納入する制度です。

●地方税法および各市町の条例により、給与を支払う事業主は、原則としてすべて特別徴収義務者として、個人住民税を特別徴収していただくことが義務づけられています。

### 【特別徴収のしくみ】

●毎年5月に特別徴収義務者あてに「特別徴収税額決定通知書」を各市町からお送りしますので、その税額を毎月の給与から引き去りし、翌月の10日までに各従業員の住所地の市町へ、市町ごとの合算額を納入していただきます。  
●従業員が常時10人未満の事業主は、申請により通常12回の納期を2回とすることができます。



## ▼平成29年度（平成28年分）給与支払報告書を提出してください

平成28年1月から12月に給与・賃金等を支払った事業主は、受給者が平成29年1月1日に居住する市区町村長あてに給与支払報告書（総括表・個人別明細書）を提出してください。

今回の報告書から、マイナンバー制度の施行に伴い、**法人番号および個人番号の記載**が必要になります。（提出期限 1月31日必）早期提出にご協力をお願いします。

☎ 税務課 ☎(25) 8116